及びへ並びに同条第二号イに掲げる世帯に限る。）並びに同条第三号イ(2)に掲げる世帯その他これに準ずる世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村（特別区を含む。以下同じ。）から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（同条第二号イ(1)に掲げる個人又は世帯、同条第二号ロ及び同条第三号イ(1)に掲げる個人又は世帯に限る。）、同条第二号ハからホまでに掲げる個人又は世帯（同条第二号ロ及びハに掲げる者並びに同条第四号に掲げる者その他これに準ずる個人又は世帯に対し給付金を支給することを目的として国が交付する交付金を財源として市町村から支給される給付金であって、同令第一条各号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第三号に掲げるものをいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務	令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度旭川市一般会計補正予算において、北海道旭川市から、子育て世帯を支援するための基礎となる給付を実施するため、以下同じ。）の支給情報（児童扶養手当法（昭和三十七年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する情報（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当に関する情報（児童手当及び旧特例給付（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定による法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によるお従前の例による児童手当法附則第二条第一項の規定による改正前の児童手当法（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）の管理に関する事務	令和七年度北海道旭川市子育て世帯生活応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○外務省告示第十二号

令和七年十一月二十日にラバトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

令和八年一月十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　　稔

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モロッコ王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモロッコ王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　六百四十五億七千七百万円（六四、五七七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ガルブ平野南東地域農業用水整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モロッコ王国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、モロッコ王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。

借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、二・二パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・四パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

3　(1)　(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

借款は、モロッコ王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　モロッコ王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続が適用できない場合又は当該手続を適用することが適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　モロッコ王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してモロッコ王国においてその役務が必要とされる日本国民は、モロッコ王国の関係法令に従い、作業の遂行のためモロッコ王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　モロッコ王国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してモロッコ王国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　モロッコ王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びモロッコ王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

9　モロッコ王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。